

予算特別委員会会議録（ 2 ）			
日 時	平成 1 1 年 3 月 5 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長・見楚谷副委員長・大畠・佐野・新野・岡本・倉田・ 武井・浅田・佐々木（政）・西脇・高階各委員		
説 明 員	市長、平野・小原両助役、収入役、教育長、総務・財政・企画・ 経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教 育各部長、国体準備・樽病・監査委員各事務局長、保健所長・消防長 ・土木部参事ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

○委員長

開議宣告。署名員に武井・西脇両委員を指名。付託案件を一括議題とし、総括質疑に入る。

○高階委員

日米ガイドラインについて

高知県・函館市・苫小牧市等では核の持ち込みをさせないという立場から、非核・平和を求める条例制定等の動きがある。小樽市の港湾施設管理使用条例には危険物の持ち込みを禁止する条項があり、この条例に照らしても核の持ち込みはできないと考えるがどうか。

○市長

これまでも核を持ち込ませないという基本線に沿って対応してきている。

○高階委員

外交・防衛に関わる問題は国の専管事項であり、一自治体がとやかく言うべきではないという論議があるが、これに対する市長の見解はどうか。

○市長

ガイドライン関連法案は有事の際のことを規定しているので、いろいろなことが想定されると思う。これは国の専管事項であるし、また、国会で十分に議論されるべき問題であるが、それにしても自治体に対する説明はほとんどなされていない状況である。また、自治体の発言権が全くないかのような意見も出されており、私としては納得がいかないものがある。先般、外務省に行った際に安保条約担当課長と議論をしたが、もっと自治体に内容を知らせるべきではないか、自治体の立場を十分に酌んだ上で進めていかなければ、それぞれの自治体から反発が出てくるのではないかという意見を言った。

○高階委員

高知県知事は、「国の非核三原則に反するということであれば問題であるが、自治体として条例にきちんと明記することは矛盾がない。」と答弁している。このような動きについてはどのように考えているか。

○市長

この問題について、自治体ではいろいろな対応があるかと思う。新聞報道で知る限りでは高知県の場合も条例に加えるとか、要綱を別途つくりそこに外務省から文書をもらうというようである。本市も今まで積み重ねで行ってきているが、先般本市が行ったことと結果的には同じ扱いではないかと思っている。それぞれの政治的なスタンスや首長の考え方から、いろいろなスタンスをとる場合があるかと思うが、我々が行ってきている方式と同じことと受け止めている。

○高階委員

自治体に対する説明が不十分であるとか、疑惑が残るということであれば入港を許可するのではなく、はっきりするまで入港させないということがきかないのか。

○市長

不十分かどうかは議論の分かれるところであるが、国会における核問題の論議、従来から続いている論議、日米の取り決め等から見てイエス・ノーの答弁ではないことは事実である。しかし、国としても非核三原則を主張しているし、アメリカとしてもそのことを尊重しているということなので、両方の回答から不安はないと判断した。これ以上の確証は現時点では難しいと思っている。

○高階委員

アメリカは特定の艦船における核の搭載有無についてイエス・ノーを言わないというのが方針である。外務省の回答は「核兵器の位置付けはアメリカと事前協議をすることになっており、それがないので核は搭載していない」ということである。これらを総合的に判断して問題がないとしているが、そのような簡単な結論にはならないと思

う。このままでは同じようなことの繰り返しとなり、今後も入港を許可することになるのではないか。

志村市政の頃はアメリカや国に問い合わせるほかに、市独自で調査を行いながら総合的に判断してきたが、新谷市政になり独自の調査が行われなくなったと思うがどうか。

○市長

後段の話についてはどのような形で調べているのか分からないが、私が就任してからもジェーン年鑑で調査したことは事実である。また、より具体的な回答があれば良いと思っているが、外交上の問題もあるわけなので、日米両国の間でのいろいろなやり取りが前段階にあると思っている。少なくとも適当にではなく、確認できる最大限の努力をして最終的な判断をしている。

○高階委員

米国領事館から文書で回答をもらうとの約束であったが、今回それが反故にされた訳である。外務省も米国に対し頭が上がらず、また、小樽市としても仕方がないということでは許されない。ガイドライン関連法案が国会で可決されると、アメリカが引き起こす戦争に日本が巻き込まれることになる。自治体の長は住民の平和・安全を守るという立場からすれば、自治体として何らかの歯止めをかけていかなければならない。

景気対策について

今後の景気動向について、経済企画庁は国のミニ経済白書である「経済見通し」を出しているが、これについてはどのように押さえているか。

○商工課長

基本的には 10 年度については金融システム・不良債権等の問題が大きいと考えている。また、今年度については金融機関の経営に対する不信や雇用不安が重なっている。その中で消費・設備投資のマインドが修復しているということで、政府としても経済総合対策を打ち、対策として取りまとめてきたが、実質的経済成長率がマイナスになり厳しい状況という見解が示されている。

○高階委員

ミニ経済白書の中では、「今回の景気後退は消費の悪化が先行する形で始まった。97 年には消費税の引き上げに伴う影響が予想以上に大きく、その後回復が見られたものの、秋口以降消費者マインドが悪化して回復が危惧される。」という見解が出されている。これは消費税の 5% 引き上げと合わせて、医療費の値上げ等、9 兆の負担を国民に課したことが景気後退に追い討ちをかけることになったと政府も認めている。このような認識はあるか。

○財政課長

消費税率アップ後の反動が予想以上に大きく、金融システムの混乱と重なり、さらに医療費の自己負担増の影響もあったと関係機関は認めている。私もそのように考えている。

○高階委員

小淵内閣の下に設置された経済戦略会議から最終報告が出されているが、どのように受け止めているか。

○財政課長

概ね 2000 年度までは今の構造改革を続け、2001 年度には 2% 程度の成長に達するべく、今後 10 年間の概ね想定される健全化へのシミュレーションが示されたと考えている。今の経済情勢が上向くにあたって貴重な報告がなされたと感じている。

○高階委員

その中には今の国の財政危機を何とかしなければならないということで、財源確保のため消費税を引き上げるという項目があるが、どうか。

○財政課長

消費税率については、引き上げは不可避という表現が盛り込まれている。

○高階委員

今の景気は消費不況と言われており、個人消費が冷え込んでいる。これは消費税等の引き上げが原因になっている。財政再建を進める過程で社会保障を切り詰め、消費税も引き上げということになれば、実際にどれ程の効果を上げられるのか。国の景気対策を受けて市としても対策を講じているが、具体的な効果は出ているのか。

○財政部長

市としては国と歩調を合わせる形で公共事業を中心に景気対策を行っている。地方自治体独自で行っているものを試算して、景気動向を占うということは非常に難しいと思う。

プラス何%というよりも、落ち込みの部分を如何に食い止めるかという観点が強いと思っているので、市の公共事業の早期発注や継続的な発注を通して、市内経済の活性化を図っていくという考え方である。

○高階委員

景気対策の財源の半分が借金ということになれば、課題を先送りするということであり、これで果たして景気対策になるのか。

新年度予算における市税について、どのように見込んでいるか。現在、国会では恒久減税が論議されているが、自治体への影響についてはどのように考えているか。

○税務長

市税全体では 2 . 4 % の増と見込んでいる。11 年度の税制改正、特に個人住民税では最高税率の引き下げと定率減税の組み合わせによる影響が相当出ると考えている。

○高階委員

市長は税収の伸びが見込まれると答弁しているが、具体的にその中身を示せ。

○市長

本会議で答弁したのは今後の財政健全化に関連しての話であり、近い将来築港再開発のオープンにより固定資産税の増、同時に法人市民税や雇用される人たちの市民税等に効果があることも含めて、税収の伸びが見込まれると考えている。

○高階委員

地方交付税の予算計上にあたっては例年前年度並みの歳入を見込んでいるが、今年度については前年度に比べ大幅な増額を見込んでいる理由は何か。

○財政課長

交付税の積算については意図的に当初から過小に見積もっているという訳ではなく、国の基本的な伸び率を参考にしながら行っている。ただ、情報不足の部分があり、その分の誤差があると考えている。11 年度の積算については当初予算比では 12 % 程度伸びているが、これは国の予算総額が 19 % 伸びていることが基本にある。おそらく税収の低迷度合いは都道府県が大きいと、交付税も都道府県に多く交付される可能性が高いと考えている。国の地方財政対策の歳入歳出の動向を見て、10 年度の確定額に対して 6 % 程度の伸びを見込んだ。各市の予算計上の状況を見ても妥当な見積りと考えている。

○高階委員

11 年度の恒久減税の取り扱い及び自治体への影響について示せ。

○税務長

これについては 3 月 3 日に参議院の予算委員会で集中審議が行われ、いつ本会議で可決されるのか不明であるが、東京事務所を通じ動向を把握したい。また、追って自治省から条例準則が示されるので、それを待って改正の準備をすることになる。現状から判断すると、例年のように 3 月末に専決処分せざるを得ないと考えている。

○財政課長

影響額に対する補填の考え方は、その影響額の 4 分の 1 は減税補填債という取り扱いになる。これについては今までの取り扱いと同様に 100% 交付税で元利償還されることになっている。残りの部分についてはたばこ税の税率が国から地方に一部委譲され、この税率アップ分が市町村に対して増えてくる。それでなおかつ補填できない部分を地域特例交付金として交付される。

○ 高階委員

国全体が交付税の面で借金をしている。本来なら交付税率を引き上げるなどをして手当しなければならないが、特別会計から資金を借りて交付税措置をしている状況である。借金は返さなければならず、地方では将来どのような負担を負っていくことになるのか。

○ 財政課長

通常、収支不足に係る特別会計の借り入れについては国と地方が半分ずつ負担する。地方の負担分は将来的には交付税の枠の中で対応せざるを得ないが、その時点で地方財政対策の中で不足するのであれば、新たな手立てが講じられると考えている。

○ 高階委員

一般会計で約 600 億円の市債の残高がある。今後、どのようにして財政健全化を図っていくのか。具体的な健全化に向けたプログラムを市民に示すべきと思うがどうか。

○ 財政部長

現在、歳出については 21 世紀プランの実施計画を基本線としてどのような推移になっているか分析中である。また、歳入については不確定な部分があるので、それらの作業を進めてどのような形で提示できるのか検討したい。ただ、一定の仮置き数字という形で示さなければ、なかなかシミュレーションができない部分がある。そのために数字だけが一人歩きして、逆に不安を与えるということも考えられるので、その取り扱いについては慎重に行っていきたい。

○ 高階委員

東京都足立区・狛江市・大東市等では国が示した行革プランに従って職員削減等を実施するのではなく、福祉・医療・教育等を充実させる形で財政再建に取り組んでいる。このような財政再建についてはどのように考えているか。

○ 財政部長

計数的な中で歳入・歳出を計算していく訳であるが、当然それは政策が反映された中で出てくるものなので、4 月以降、新しい体制になった時点でどのような施策が実施されるかも大きく左右していくと考えている。

○ 高階委員

大規模開発は税収基盤の涵養であると言うが、それは大きな市財政の負担を伴うものであり、政策の転換が必要と考えるがどうか。

○ 財政部長

いろいろな公共事業を進めている中では生活基盤の整備、市民生活の向上ということを常に念頭に置きながら行っており、それが反映された結果として税収にも跳ね返ってくると考えている。

○ 高階委員

国立療養所小樽病院の存続について

現在、国の動きはどのような状況になっているのか。また、それに対する市の基本的な考え方を示せ。

○ 保健所長

法律的には 12 年前に国立療養所南病院・西病院・小樽病院は統廃合の対象になっており、現在もその範疇に入っている。ただ、法律改正が行われ、それぞれの自治体に相談をして委譲等を決めていくということになった。国

が具体的に小樽市に相談を持ちかけてきた時に、10 年前のようにただ反対ということではなく、市民にとって一番良い形で事を決めていかなければならないと考えている。当然、職員が安心し、また、患者が療養できるように、さらに市民にとっても医療・福祉機関として役立っていくという条件を提示しながら、国と話し合っていくべきと考えている。ただ、国の方では具体的な話を持ってくるといながら今日まで持ってきていないので、そのような話が来た時は広く市民の各界の人と相談して、市としての最終的な態度を決めていくべきであると考えている。

○高階委員

近々、国は自治体とこの問題について協議することになっていると言いながら、今だに相談がないのは何故か。この問題に対する市の考えは既に固まっているのか。

○保健所長

国療には300以上のベットがあり、これをどのようにするか、また、平成13年3月までにはきちんとした計画を決めなければならないという中で、国が具体的な提示をし態度を決めていくことが大事であり、今私の個人の考えを言う訳にはいかない。

○高階委員

昨年の12月議会では国療の存続が議会意思として決定したが、国の方ではそのことが協議を持って来られないことと関わっているのか。仮に国から協議が来た場合、市としては議会意思をどのように踏まえて対応するのか。

○保健所長

昨年の12月議会で請願が採択されたが、その内容にあるように国療小樽病院も含め、国立の独立法人にする等多くのものを含めた形で存続してほしいということである。国が具体的な話を小樽市に持って来た場合には状況が大きく変わってくるので、その具体的な案を基にして論議をしていかなければならないと考えている。

○高階委員

議会意思との関係では今後どのように対応していく考えか。

○保健所長

議会において論議されたこと並びに意見書が可決されたことについては国から報告するように求められているので、そのとおり提出している。

○倉田委員

介護保険について

要介護認定の結果、自立の判定が出た人に対する方策として、「日常生活に支障があると判断される場合には何らかの支援策が必要になると考える」、また、「介護保険の導入にあたっては保険給付だけではなく、福祉サービス全般について現在策定中の高齢者保健福祉計画の中で検討していきたい」という答弁があった。実際に介護保険が導入された場合、現在行われているホームヘルプサービス、デイサービス等は介護保険に含まれてしまうので、自立の判定が出た人はこれらのサービスは受けられないことになる。

しかし、現在これらのサービスを利用している人達は日常生活を営むうえで必要なため受けており、仮に自立の判定が出た場合、この人達に対する具体的な方策を示せ。

○高齢福祉課長

例えばホームヘルプサービスを利用している人が仮に自立と判定されると介護保険のサービスは受けられない。認定に外れて日常生活に必要なサービスを保険給付で受けられない場合の手立てを、11年度中に策定する高齢者保健福祉計画の中で具体的に検討していくということである。

○倉田委員

同福祉計画は介護保険の対象外になるけれども、日常生活の支援を必要とする高齢者のために策定される計画と

いうことか。

○ 高齢福祉課長

介護保険のメニューに係わる部分については介護保険事業計画の中で規定していく。高齢者福祉計画は日常生活に支援を必要とする人の手立ても含めて、それ以外の総合的な手立てを行っていかなければならないので、介護保険の保険給付から外れた部分も含めて、どうするかを計画に盛り込んでいくことになる。

○ 倉田委員

保険給付以外の人というのは、要介護認定によって自立と判定され、現在受けている各種サービスを利用できない人ということか。

○ 高齢福祉課長

認定外の人に対する手立てだけではなく、認定された人でも例えば従前週 3 回利用していたが、認定の結果、週 2 回しか利用できないという場合に残り 1 回を介護保険の給付から行うのか、あるいは市の単独事業として実施するのかを含め、同福祉計画で検討するということである。

○ 倉田委員

保険給付以外の手立てについては介護保険料の中に上乗せされるのか。

○ 高齢福祉課長

2 通りの方法がある。介護保険制度の中で上乗せ横出しサービスと言っているが、それは公費負担がなく、小樽市独自の保険給付としてその財源を保険料だけに求めるという方法が一つある。そのようなものを保険料にオンすると市民にとって大変な面もあると思う。それを市の単独事業として受け止めて同じように行っていく方法とがある。

○ 倉田委員

これについては現在検討中ということか。

○ 高齢福祉課長

策定委員会の意見も踏まえながら、今後検討するということである。

○ 倉田委員

策定委員会はこれまで何回開催されたか。

○ 高齢福祉課長

2 月 2 日に第 1 回目の委員会が開催された。

○ 倉田委員

第 1 回目の委員会ではどのようなことが話し合われたのか。

○ 高齢福祉課長

介護保険制度の導入に伴い、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に至った経緯、また、これに先立ち昨年高齢者等の実態調査を行ったので、その集計結果等について報告を行った。

○ 倉田委員

今後、策定委員会の中で話し合いが行われ、保険料等が決定するということか。

○ 高齢福祉課長

原課でたたき台をつくり、関係者からいろいろな意見をもらうということである。直接保険料云々ということにはならないが、例えば上乗せを行うとどの程度保険料がアップするのかなども視野に入れながら、その時に意見をもらうということになる。

○ 倉田委員

保険料については試算を行っているけれども、公表できないということであれば、市民に不安を与えるのではな

いか。今後、策定委員会で話し合われている内容について、公表していく考えはないか。

○福祉部長

今年度一杯かけて議論していくわけであるが、会議自体は公開しており、節目節目には報告をしていかなければならないと考えている。

○倉田委員

市町村によっては保険料の試算額を公表しているところもあり、保険料がいくらと決定する前に、このような状況で話し合いが行われているということは市民に知らせていくべきではないか。

○福祉部長

保険料の試算は本来保険料を公表することが目的ではない。国が平成 7 年度に示した 2,500 円に対し、今後、介護保険制度を円滑に運用するためにはいろいろな事前準備があり、その中の一つである。例えば国が示したワークシートの試算式であれば、まだまだ内容が不十分である。一つには介護報酬が決定していない、あるいはこれに対する国の調整交付金が未確定である、さらには算式自体が仮置き数字による試算である。利用の希望・介護認定の結果等に係わらず、利用率を定めている。国の算式だけでは高齢化率の高い小樽の実態に反映していないということがある、これは将来の保険料を試算するものではなく、制度の円滑な運営を図るためにワークシートという形で示されている。この公表については精度の高い、現実味のある数字を示すことでは国等と調整しているので、今後不確定要素を詰めていきたい。

また、保険料については策定委員会の意見を参考にするが、それ自体はあくまでも小樽市が保険者として試算式を用いながら定めるということになる。

○倉田委員

介護サービス体制整備支援事業調査票について

今後、介護認定をする時にはこれが基になるのか。

○高齢福祉課長

実際の訪問調査時の調査票であるが、国の方では 8 ～ 10 年の 3 カ年にわたり、モデル事業でいろいろ実験的に行っている。その結果を踏まえて、最終的に国の方から示されると思うので、共通様式で行うと思う。

○倉田委員

最終的には国の方で本番用が作られると思うが、これを見る限りでは高齢故に高齢者の生活は大変であるという部分がなく、むしろ重症度を知るためのものではないかという印象を受ける。この調査項目によって自立と判定されるのであれば、余りにもおおざっぱ過ぎはしないか。国から示される共通様式に市独自の項目を加えて、本当に高齢者の生活の不自由さが分かる調査票を作っていくべきではないか。

○福祉部長

3 カ年にわたる全国一斉の試行的事業が行っているが、これはあくまでも要介護認定に係る部分の試行である。国が求めているのは、これを審査するのに介護支援専門員の要請を図ったり、介護認定委員の精度を高めることなどを試行的に実施して、実務上の課題や対応について調査研究をするという位置づけの調査である。この調査票がそのまま本番に使用されるということではなく、あくまでもこの制度に移行するに従って課題を整理するということである。

○倉田委員

国から本番用の調査票が来たとしても、小樽市として内容をよく吟味し、本当に高齢者にとってどのような支援を行えば、より暮らしやすい生活ができるのか、深く研究してもらいたい。確かにこれは介護するための保険であるが、本来介護だけではなく、高齢者がどのような支援を受ければ暮らしやすい生活ができるのか、そこに根本があると思う。本当に高齢者が暮らしやすい生活のできる介護保険になるように小樽市として研究してもらいたい。

○福祉部長

全国的な課題については全国市長会等を通じて要望しているが、今指摘があったように本市は 8 万 8,000 人の保険者になるわけなので、市民の理解も必要である。高齢化も進んでおり、そういった意味では保険者としての意見はきちんと伝えていきたい。昨年本市では長寿憲章を制定しており、高齢者を大切にしていきたいということが基本である。万一介護が必要になったときにこの制度でどのように救済していくか、協議していきたい。

○武井委員

第二病院におけるナースキャップの自由化について

現在、第二病院ではナースキャップの廃止に向けて試行を行っているが、その目的は何か。

○第二病院事務局次長

直接のきっかけは M R S A 及び感染症の患者は別病室で看護を行っており、その病室に入る時にはオペ室のように予防衣・帽子・マスク・手袋を着けることになっている。その際にはナースキャップを外さなければ、帽子を着けられず、そのために詰所の所定の場所に置かなければならない。何度もその病室に出入りするため、ナースキャップを着けることができない看護婦が多くなってきたというのが検討に入った原因である。その他に第二病院の特性として、脳神経外科あるいは精神科に全介助の患者が多いということがある。

その場合には体を密着して抱き起こしたり、あるいは車椅子に寄せたりするため、ナースキャップが患者の顔等に当たって危険であるという事例があった。また、I C U や脳外病室は狭く、その中に医療機器が混在しており、点滴ライン等がある中で作業を行っているため、ナースキャップがそれに引っ掛かったり、医療機器にぶつかったりするケースもある。また、外来用の診察室にはカーテンが引かされており、それに触れてナースキャップが外れたり、患者がそばにいる時は危険なケースもある。ナースキャップが外れる場合、一瞬注意がそこに行くため、いろいろと支障を来すことも指摘されている。また、ドクターが患者を診察する場合、ナースキャップがドクターにとって支障になるということも指摘されている。ナースキャップは看護衣と異なり、毎日洗濯をするということにならず、のり付け部分が湿気を含み菌が繁殖しやすいと言われている。

なお、ナースキャップ廃止の試行は、3 年前に看護課の中に検討委員会が設置され、1 年半かけて資料の収集・アンケート調査の実施・ナースキャップの菌培養を行い、一昨年の 11 月に婦長会に、また、昨年 1 月に院長・副院長・総婦長を含めた幹部会にそれぞれ報告し、試行の了解を得て昨年 4 月から行っている。

○武井委員

ナースキャップを着ける目的は何か。

○第二病院事務局次長

看護婦にとってシンボリックなものとして大事であるが、今回は患者にとってより安全な看護環境をつくるということから試行に踏み切ったということである。

○武井委員

第二病院は開設してから何年経つか。

○第二病院事務局次長

昭和 49 年に開設して以来、23 年間キャップを着けている。

○武井委員

この間、このような問題は解決されなかったのか。

○第二病院事務局次長

検討課題には上がっていたが、解決はされていなかったということである。ただ、全国的にもナースキャップの見直しが始まったのは 90 年代に入ってからであり、それ以前は当然着けるものという意識が看護婦にもあった。

全国的に見直しが始まって新聞や専門誌等で取り上げられ、第二病院が抱えている患者に対する問題も、キャップを外すことによって解決できるのではないかという意識に変わってきたのが 90 年に入ってからである。

○ 武井委員

ナースキャップを培養した結果、相当の菌が検出され、また、患者に対し安全面に支障があるということであるが、小樽病院につきも同じことが言えるのではないか。

○ 樽病事務局長

両病院の婦長会は毎月 1 回開催されており、この問題についての話し合いもされた。全国的に廃止の傾向にあるが、道内にある 30 の自治体病院ではまだ実施されておらず、いろいろなことを勘案して樽病ではナースキャップを着けている。ただ、その汚れについては検査を行ったことがないが、実施すればそのようになるかと考えている。

○ 武井委員

被服貸与規則では半年に 1 個貸与するとなっているが、仮にナースキャップが廃止ということになった場合、この部分は削除されるのか。

○ 第二病院事務局次長

現在の看護業務にあたっては看護婦はほとんどナースキャップを着けることはないが、市内でナースキャップを廃止している病院は三、四しかなく、対外的に他の病院との会議や患者を他の病院に転送する場合には、看護婦はナースキャップを着けて行く。その面では使用しているので貸与は現時点では必要と考えている。

○ 武井委員

ナースキャップを貸与する目的は何か。

○ 第二病院事務局次長

現在は戴帽式を行っていない教育機関が増えているが、従来看護婦は戴帽式で看護婦としての意識を高めて看護業務についているという歴史的経過がある。当然看護婦はナースキャップを着けるということで、現在の規定が定まったと考えている。

○ 武井委員

そのような理由で貸与されていると理解しているのか。

○ 第二病院事務局次長

看護婦がナースキャップを着けるという常識の中で行っており、必要ということで貸与されていると考えている。

○ 武井委員

看護婦の中には「ナースキャップへのあこがれで看護婦になった」、「ナースキャップを着けていると看護婦として認められる」、「ナースキャップを外したら、患者が看護婦を見分けにくくなったので着用したい」などという意見もある。このような意見を持つ人たちも周りが外しているため、自分たちもナースキャップを着けていないという傾向がある。これについてはどのように考えているか。

○ 第二病院事務局次長

確かにナースキャップを着けたいという看護婦もいる。アンケート結果によると 17% の看護婦が今のままでよい、57% が自由にしたい方がよいということであり、それを踏まえて試行に踏み切った。試行にあたってはナースキャップは長い間看護婦のシンボルとして着用してきた経緯もあるので、強要はせず業務の状況に応じて各自の判断で行うということで実施してきた。確かに周りが外せば、着用しづらいという看護婦もいると聞いている。試行が終わった段階で院内の会議に掛け、問題点を検討しながら最終的な結論を出していきたい。

○ 武井委員

ナースキャップ検討委員会が設置された経緯を示せ。

○ 第二病院事務局次長

近年、MRSA がクローズアップされ、別病室で看護するようになったことが発端となり、その問題が婦長・主任会で出されたのが 3 年前である。4 月の婦長・主任会でナースキャップを検討したらどうかということで設置している。その際に各病棟や外来の代表 5 名を婦長・主任会の中で選び、委員会が設置されたということである。

○ 武井委員

婦長会はどのような権限を持っているのか。

○ 第二病院事務局次長

婦長全員と総婦長が入った看護課の中の決定機関である。病院全体の決定機関は院長決裁ということになるので、重要な問題であれば係長も含めた拡大委員会を招集する。婦長会は毎週 1 回看護部門だけで処理のできる問題について話し合いを行い処理している。

○ 武井委員

現在、看護婦は何交代勤務か。

○ 第二病院事務局次長

一般病棟は 3 交代勤務、精神病棟は 2 交代勤務である。

○ 武井委員

看護婦に対するナースキャップ廃止の試行周知はどのように行っているか。

○ 第二病院事務局次長

婦長会で決定されたものを幹部会に上げて、その了解得て再度婦長会で周知し、各病棟に下ろしている。病棟ごとに婦長がおり、その中で詰所会議を通じて周知している。

○ 武井委員

市内の病院でナースキャップを廃止している病院はどこか。

○ 第二病院事務局次長

小樽循環器病院、南小樽病院、国立療養所小樽病院（重症患者を扱う病棟のみ）、掖済会病院（自由）である。

○ 武井委員

同じ市立病院の褥病とその対応が違う点についてはどのように考えているか。

○ 第二病院事務局次長

ナースキャップの廃止については 1 年半をかけて検討してきた。その間、両病院の合同婦長会も定期的に行っている。話題を出しながら検討をしている。ただ、第二病院は脳神経外科には全介助の患者が多いということ、また、精神科の場合には高齢者もあり、看護する際に予想できない動きもあるなど特殊性があると思う。ナースキャップは患者から見た場合、象徴としての効用も十分にあり、メリット・デメリットがある中で第二病院としては外すメリットの方が大きいという判断である。試行という形にしたのも、小樽病院と足並みを揃えての実施ということにならなかった経緯もあるので、病院ごとの特性からこのような違いが出てきている。

○ 武井委員

国立療養所では重症患者を扱う病棟だけに限定してナースキャップを外している。何故、第二病院ではそのような方法が取れないのか。

○ 第二病院事務局次長

病棟は脳・神経外科・内科病棟があるが、脳・神経外科病棟は急性期の患者が多く、医療機器を沢山使用している。内科についても第二病院の場合は脳外から患者が上がるので介助を要する患者が多く、また、精神科については 4 階の閉鎖病棟は勿論であるが、開放病棟においても患者を密着介護することが多い。第二病院の場合、病棟については全体的に患者に与える影響が大きいという判断である。外来についても診察の待合室が狭く、患者の安全確保ということからこのような結論になったと考えている。

○ 商工課長

登録事業者の申請する以前に、市商連が中心となり中心部の 3 商店街で振興券に対する市民向けの啓発活動を行った。現在、手宮商店街では地域振興券の使用者に 5 % の補助券を出したり、また、中心商店街ではものによっては 20 % のプレミアをつけたり、市内の駐車場についても既に駐車料金の回数券を発行している場合には、それと地域振興券を取り替えたりするなど、さまざまな知恵を絞っていると聞いている。

○ 佐野委員

融雪機器に対する融資制度について

今年度は過去 10 年間で最高の降雪量となり、市民生活にも多大な影響を与えている。

さらに道路事情により経済活動への影響も出ており、また、交通事故も例年になく発生している。このような状況の中で融雪機器に対する融資制度の要望が高まってきている。これは事業所や家庭に取り付けるので、除排雪作業の軽減につながり、また、本市のように高齢者が多い都市にとっては除排雪の負担軽減になることは明確である。さらに道路に雪をかき出すことによる交通渋滞あるいは近隣とのトラブルの解消という点からも、融雪機器に対する融資制度が重要な課題と思う。

現在、個人や事業所等の敷地内に設置する融雪機やヒーティング等の融雪施設に対する無利子の融資を検討しているということであるが、具体的に検討している内容を示せ。

○ (土木部) 管理課長

現在、この融資制度については道内 14 市で実施しており、大変好評を得ている。昨年から先進市に係員を派遣し、事務手続を含めて情報収集をしている。他都市では対象者を年齢制限している状況もあるが、制度を進めていく中で年齢制限を緩和している都市もあるので、対象者をどのようにするのか、また、融資限度額をいくらにするのか、預託で考えていくのであれば、十分に金融機関と詰めていかなければならない。一つには直貸しという方法もあるが、これについても鋭意詰めていきたい。

○ 佐野委員

現在、20 市町村で融雪機器に対する融資制度が実施されている。一つには年齢制限をどうするのかという問題、銀行窓口がどうなのかということ、無利子・無担保の問題等、また、水洗トイレの貸付制度のように年齢制限なしの限度額を設定する方法などいろいろあると思う。確かに 65 歳以上の高齢者にとって大変な状況と思うが、一般世帯でも地域環境によってはどうしても必要な人もいる。市民からの要望や市民と一体となった除雪融雪体制をつくるという冬プランの観点からも、早急に結論を出すべきと思うがどうか。

○ 土木部次長

融資制度については事務的にはいろいろと検討をしているが、冬対策の一環ということなので、新たな市長の判断をもらいながら行うべきと考えている。

○ 佐野委員

新市長の政策判断になると思うが、融雪機器に対する融資制度は基本的には難しい話ではなく、賛同してもらえと思う。21 世紀プランに位置付けされており、今年のような大雪もいつあるか分からない。また、市民の要望も強いという状況である。来年度から実施するという方向性を示せないか。

○ 小原助役

融雪機器に対する需要は多く、都市の状況を検討している最中である。大きな政策的課題でもあり、できるだけ早い時期に検討し、方向性を見い出していきたい。

○ 佐野委員

市営住宅内道路の除雪について

老朽化した市営住宅では空き家が多く、また、一人暮らしの老人世帯が極めて多いという状況にある。このよう

な住宅敷地内の除雪を入居者が全て行うのは不可能である。早急に改善を図っていかなければ、火災等の緊急時に対応できないのではないかと。市営住宅敷地内道路の除排雪を必要とする団地はどこを押さえているか。

○ 住宅課長

空き住宅が多く、除雪が大変な場所は 2 階建て・平屋建てを中心に、桂岡住宅・奥沢 B 住宅・最上 B 住宅・長橋 B 住宅・オタモイ A～G 住宅である。

○ 佐野委員

団地の規模・戸数によって除排雪の方法が変わってくると思う。各団地の現状を掌握するとともに、具体的な除排雪の方向性を示せ。

○ 住宅課長

オタモイ 7 住宅の除雪の大変さは十分に把握している。オタモイ住宅では空き家住宅が年間 20 戸以上増えてくる現状にあるので、空き住宅の状況、それぞれの地形によって機械除雪が可能か、また、人的な除雪が必要なのかという実態把握している。

現在、市内を 3 ブロックに分け、業者と除雪の委託契約を締結している。空き家の屋根の雪がかなり堆積した段階に、市民の通報や住宅課の巡回による発見のうえ、屋根及び通路部分の除雪を行っている。ただ、今後、空き住宅が増えてくるとそのような状況では間に合わないことが予想されるので、機械除雪等も含め、これからの冬に向けて検討していきたい。

○ 佐野委員

住宅課では一生懸命に屋根の雪降ろしを行っていることは承知しているが、全体的にはとても間に合わない状況である。特にオタモイ住宅は規模が大きいので、よりきめ細かな除雪体制を整えてもらいたい。

○ 建築都市部長

今年は特に雪が多かったということもあり、住民が大変苦勞をしたと認識している。実態もある程度押さえているので、来年に向けて体制を強化し、住民の負担軽減に努めていきたいと考えている。

○ 浅田委員

薬袋の点字シールについて

昨年 4 定で質問し前向きに検討するということであったが、検討結果について示せ。

○ (樽病)総務課長

総合福祉センターに依頼して点字シールをつくり、間もなく薬袋に貼って実施をする段階にきている。ただ、点字は行っているが、弱視については漏れているので、検討する部分はまだあると考えている。

○ 浅田委員

第二病院ではどのようになっているか。

○ (二病)事務局次長

このことについて薬局と検討したが、現在、第二病院には実際に該当する患者がいないということもあるので、仮にそのような患者がいた場合、受付・外来・薬局が連絡を取り合いながら、当面は誰かがそばについて対応し、その後患者が増えてきたときには考えていきたい。

○ 浅田委員

樽病で点字シールをつくる訳ではないので、二病でも一緒につくるべきではないか。

○ (二病)事務局次長

樽病と同様にシールはつくっていく。

○ 浅田委員

点字シールはいつから実施するのか。

○ (樽病) 総務課長

できれば 3 月中に実施していきたい。

○ 浅田委員

今後、弱視の患者についても検討してもらいたい。

自己破産について

市内の自己破産者の状況を示せ。

○ 市民部長

10 年度については 2 月 26 日現在で 326 件、295 人、また、9 年度についてはデータを取る状況になかったが、10 年度よりは少なかったと思う。なお、裁判所から戸籍住民課に破産宣告として送付されるのは、小樽市に本籍のある人なので、現実に住居しているかとは一致しない。

○ 浅田委員

自己破産の要因について、どのように考えているか。

○ 市民部長

不況の状況で、リストラによる失業・企業倒産、また、最近のカードローン等により多重債務となり、結果として破産につながっているケースが多い。

○ 浅田委員

自己破産を防止する対応策はないか。

○ 市民部長

借りる側の問題が一番大きいと思う。自分の支払能力にあった貸金業を使うとか、あるいはクレジットにしても限度額を見定めながら、自分の支払能力で行う等によって回避することが可能と思う。実際には貸金業との絡みが多いが、貸金業界ではブラックリストを交換しながら把握している状況がある。貸す側についてもそれなりの節度を持ったシステム、お互いに情報を交換できるものがあればいいと思うので、チェックができるのかどうか話をしてみたい。

○ 浅田委員

小樽港縦貫線の交通対策について

勝納のパチンコ店前に信号機の設置は可能か。

○ 交通安全対策課長

確かに現場は交通量が多く、特に札幌側に右折する場合には非常に難しい状況にある。

昨年、港湾業界の方から信号機設置の要望書が上がってきており、それを受けて公安委員会には既に要望している。ただ、信号機設置の場合には歩道整備が必要ということであり、現状のままでの信号機設置ということは難しいと警察から言われている。

○ 工務課長

歩道整備については道道臨港線側の歩行者動線を含めた形での道路整備を検討している。ただ、この整備には時間がかかるということもあり、当面は簡易な歩道等の整備により、信号機の早期設置ができないか、今後とも公安委員会と協議していきたい。

○ 浅田委員

司令塔について

財政・経済・港湾等の各部に優秀な職員がいるので、そこから人材をピックアップして企画部を充実させ、市長のシンクタンクとして活用していくべきと思うがどうか。

○市長

他都市でも市長公室等をつくって行っており、その必要性を感じてきているが、そのためにわざわざセクションをつくることも大変なことである。私自身、企画部の活用の仕方でも十分でなかった面もあると反省をしている。強制的なものではないが各部にとらわれないで自由に諸情勢を検討して政策を立案していくことは必要だと話しおり、今後の課題であろうと思っている。

○浅田委員

ナースキャップの着用について

これについてはどちらでもよいと思う。時代は流れているので、その時代に合った考え方で対応してもらいたい。

○大畠委員

広報めもについて

目的及び配布範囲を示せ。

○(企画部)後藤主幹

市の行事や各課からの報道依頼があり、報道取材の材料として配布している。配布先については市政記者クラブ及び企画部以外の庁内 9 部署ほどである。庁内用に 28 枚、報道関係に 15 枚それぞれ配布している。

○大畠委員

2 月 25 及び 26 日の広報めもを見ると、次期市長選立候補予定者の固有名詞が記載されていた。それは「13:00～山田氏レク終了後/レクチャー(開票速報について)場所は市政記者室、所管は選挙管理委員会」という内容である。これはどのような理由なのか。

○企画部長

今回の統一地方選挙から開票速報をするにあたり、インターネットのホームページを使って行うという話が選管からあった。ホームページを管理しているのは企画部であり、それについては企画部で対応することが可能と返事をした。その結果を受けて、選管ではこのことについて記者レクチャーをすることになり、その時間を 26 日の午後 3 時頃と考えていたが、その前に立候補予定者のレクチャーが入っていたのを記者クラブの黒板で承知していたので、記者を何度も集まってもらうのは非効率的であるし、また、原稿を出す時間もあることからもっと効率的な方がよいということで、立候補予定者のレク後に時間設定をしようということで行ったものである。我々の取った措置が何らかの形で法に触れるのであれば、その措置が悪いということになるが、選管に確認をしたところでは何ら法に触れるものではないということであった。

○大畠委員

13 時から立候補予定者のレクが始まっているのであれば、固有名詞を入れなくても良かったのではないかと。組織ぐるみの何かがあるのではないかと疑う。広報めもの取り扱いについて、選管ではどのように判断しているか。

○選管事務局長

今回の広報めもの記載内容、また、時間の設定等については企画部長が答弁したとおりである。

○大畠委員

問題がないということであれば結構であるが、今後誤解を招くような文書は止めてほしいと望むがどうか。

○企画部長

このような時期なので、十分に気をつけていかなければならないのは当然である。ただ何らかの法に触れるということであれば、十分に注意していかなければならないが、先程説明したとおり、たまたま時系列的にそのようになった訳であり、意図的に行ったことではないと申し上げたい。

たていわ丸の事故について

レーダーの故障の他にどのような原因があったのか。

○埠頭事務所長

今回の事故により、引き船作業に影響を及ぼすなど多大な迷惑をかけたことをお詫びいたしたい。事故原因については天候の急変等もあるが、レーダーの故障が大きな要素と考えている。

○大島委員

レーダーの故障の他に何か原因があったのか。

○埠頭事務所長

天候急変等もあった。

○大島委員

石狩湾新港特別委員会に提出された資料によると、タグボートの着底位置は新港防波堤の灯台から 3 キロメートルの地点となっているが、実際には防波堤からもっと離れているのではないか。

○埠頭事務所長

3 マイルであり、約 5 . 5 キロメートルである。

○大島委員

この資料には 3 マイルとなっているがどうか。

○港湾部次長

着底した箇所から新港の東防波堤の付け根までが 3 キロメートルということで、図示している。

○大島委員

関係機関にはどのような事故報告を行っているのか。

○埠頭事務所長

海上保安本部と北海道運輸局に提出している。

○大島委員

北海道運輸局に提出した報告書には事故原因を何と記載しているか。

○埠頭事務所長

防波堤から 3 マイル内で天候が急変し、吹雪に遭遇して風速 20 メートル以上、波高も 4 ～ 5 メートルと記載している。

○大島委員

私の持っている資料では「平成 10 年 12 月 21 日、午前 5 時 15 分に小樽港を出航した。天候は曇り、北または北西の風 10 ～ 15 m、波高 3 m 程度、視界も良好で順調に航行していた。午前 6 時頃、天候が急変し視界不良の状態となり、レーダーを起動したが作動せず。速度最微速に保ち、見張りを強化するとともに、他の船舶の動静を注意しながら航行をし、午前 7 時に灯台の灯りを確認した。その直後に船底に接触を感じ、直ちに後進をかけ、沖に出て無事退避することができた。この時点で視界も開け、午前 7 時 30 分新港に入港した。作業を終了し午前 10 時 50 分に小樽港に帰港した。」ということである。視界が悪くなりレーダーを起動したが、作動しなかったというが、これは小樽港を出港するときから故障していたのではないか。

○埠頭事務所長

たていわ丸のレーダーについてはその都度必要な修理を行い、正常に作動していた。昨年 12 月に入ってからレーダーの調子が悪くなり、更新したいという話があり、職員の安全に係わることなので、直ちに更新するため 12 月 16 日に発注している。更新されるまでの間にこの事故が発生したということである。なお、レーダーについては出航前に余熱スイッチをオンして出航したが、始業点検は行わなかった。

○大島委員

出航するときは故障していなかったということか。

○埠頭事務所長

故障がちであったが、故障はしていなかった。

○港湾部次長

余熱スイッチを入れたが、始業点検を行わないでそのまま出航したということである。

○大畠委員

以前に説明を受けたときは「実は故障していた」ということであり、今の答弁と違うのではないか。天候が急変し、視界が効かなくなったためレーダーを作動したが、動かなかったということである。その結果、この事故に繋がったのではないか。レーダーの更新はたていわ丸は 12 月 23 日に、また、さくら丸は今年 2 月 15 日に行われているが、更新したレーダーは 51 万円余である。人命に損害がなかったので、不幸中の幸いであったと思う。これは港湾部だけの問題ではなく、全庁的に見直してほしい。職員の生命に係わる問題であり、今後とも装備等については十分に配慮願いたい。

○市長

詳細は承知していなかったが、レーダーについては少なくとも要求があって更新しなかったということではない。ただ、結果的にこのような形になった訳なので、機材等の整備についてはこの機会に注意するように徹底した。

○大畠委員

報告では着底したということであるが、漁業関係者によるとこのような時にはすぐに船底の被害状況を調査するということである。12 月 25 日に油が浮いたということであるが、同じようなことがこれから起きないとは言えない。仮にこのようなことが起きた場合にはすぐに一般の漁業者が行っているような事故調査の方法を取り入れてもらいたい。

○港湾部長

今回のたていわ丸の事故については責任を痛感している。レーダーについては昨年 12 月に故障がちで更新しなければならぬという現場からの要望があり、なんとか予算のやり繰りをして 12 月 16 日に発注し、正に更新しようとしていた矢先であった。たていわ丸は砂地に着底したが自力で脱出し、その後、航海しながら新港の引き船用務を終えることができて小樽港に帰港した。この間、乗組員からも報告を聞いたが、事故が発見されなかったということである。実際に 24 日にタグボートの用務があったときに機関を動かしてみたところ、油のゲージが下がったということであった。被害状況については早急に調査を行わなければならぬと反省しており、今後注意していきたい。

○大畠委員

祝津漁港副港について

今年 2 月の大しけで、港の出入口及び港内に大量の岩石が堆積し、船舶の航行に支障を来している状況である。4 月上旬には祝津の各施設では営業が始まるので、オープンに間に合うよう早急に浚渫してもらいたい。

○見楚谷委員

ごみ減量化について

ゴミ減量等市民啓発事業費 286 万 9,000 円並びに 生ごみ対策事業費 77 万 5,000 円の内訳をそれぞれ示せ。

○(環境部)白澤主幹

についてはゴミゼロ発行費が 172 万 9,000 円、リサイクルフェスティバル開催費が 54 万円、社会科学習資料作成費が 60 万円である。 については家庭用生ごみ減量対策のためのコンポスト購入助成費、屋外用が 1

個当たり 2 , 5 0 0 円の助成で 2 5 0 個分、屋内用が 1 個 1 , 0 0 0 円で 1 5 0 個分である。

○見楚谷委員

過去 3 カ年の燃やすごみ及び燃やさないごみの量を示せ。

○(環境部)白澤主幹

区 分	7 年 度	8 年 度	9 年 度
燃 や す ご み	39,602	40,112	38,741
燃 や さ ないごみ	13,396	12,859	11,180

(単位:トン)

○見楚谷委員

ごみの減量化に向け、学校・病院給食等で排出される残飯について検討していくということであったが、どのような成果があったか。

○(環境部)白澤主幹

平成 9 年度に若竹小学校で生ごみの堆肥試験を実施し、平成 10 年度には 1 校でも多く予算措置ができないか関係機関に話をしたが、実現に至らなかった。病院には具体的な話はしていないが、共同調理場については施設の新築・更新の際に施設内で生ごみ処理が可能かについて話をし、これからも引き続き協議をしていきたい。また、環境部では家庭用の生ごみ減量化対策ということで、従来は屋外用コンポストのみに購入助成を行ってきたが、平成 10 年度には屋内用にも助成を拡大した。

○見楚谷委員

学校給食の残飯処理について、学校給食検討委員会から答申は出されているのか。

○学校給食課長

調理施設改善の際には調理場から排出される残飯を含めた生ごみについても、環境保全に配慮した対策を検討すべきという内容となっている。

○見楚谷委員

今後の方向性は検討されているのか。

○学校給食課長

この答申を踏まえ、施設改善の際には実際にそのようなりサイクルの設備が可能なのかまた、スペース的な問題も視野に入れて検討していきたい。

○見楚谷委員

児童数も減少し、1 校で堆肥物をつくるのは難しいと思うが、生ごみの堆肥化は子供にとってものを作る学習材料になるのではないかな。

○教育長

若竹小学校では試行的に装置を借りて生ごみの堆肥化を行ったが、学校菜園や花壇に有効に利用するところまではなかなかいかない。生ごみをそのまま埋め込むということについて、児童の反応は芳しくなく、教職員や用務員の応援を得たということもあり、直ちに拡大することは難しい。ただ、ごみ減量という基本的な環境問題は大事なことで、共同調理場及び単独校を含め、答申を受けて検討を進めていきたい。

○見楚谷委員

生ごみ処理について、各自治体では堆肥化、道路材、燃料化等を図りながら、ごみの減量化を進めている。今後、本市では生ごみ対策をどのように取り組んでいくのか。

○ (環境部) 白澤主幹

築港地区におけるごみ処理の検討の中で生ごみ処理の検討も行われており、先進都市では堆肥化处理、メタン発酵処理、炭化处理等、さまざまな処理方式が取られている。これらを比較検討した結果、現実的・確実的な点から炭化处理方式を選択したところである。

○ 見楚谷委員

ごみの減量化という点から受益者負担の検討も行っているのか。

○ 環境部長

ごみの有料化については行革実施計画の中に基本的な考え方の整理がなされている。一般家庭から排出されるごみについては中長期的課題であり、当面の課題にはなっていない。一方、事業活動から排出される一般廃棄物の処分経費の負担については当面の課題と整理している。環境部では昨年より各市の状況を調査し、計数整理的なまとめは行っている。ただ、このような経済状況の中で事業活動を営む方に今まで求めていなかった負担を新たに求めることになると、非常に微妙な問題があり、ある意味では政策的な要素も抱えるということになる。新市長の判断も仰ぎながら、今後、取り扱っていきたい。

○ 見楚谷委員

各事業所も大変厳しい状況にあるが、ごみの減量化は家庭系・事業系も含め、減らしていかなければならない。新しく市長になる方と十分詰めて早急に検討してもらいたい。

ダイオキシ問題について

当初予算にダイオキシ対策事業費として 4,300 万円が、また、焼却炉補修費として 1,650 万円がそれぞれ計上されているが、その中身について説明せよ。

○ (環境部) 管理課長

ダイオキシ対策費についてはバグフィルターの中にある炉布の取替工事請負費に 4,300 万円、また、焼却炉等補修費については炉内耐火煉瓦の補修費に 1,400 万円余り、鋼管等の購入に約 200 万円となっている。

○ 見楚谷委員

平成 14 年にダイオキシの 3 次規制が行われると、天神焼却炉では対応ができなくなると思うが、新焼却炉の計画についてはどのようなになっているか。

○ 環境部長

現在の天神焼却炉ではダイオキシンの 3 次規制をクリアすることはできない。仮にそれを継続するとすれば、大規模改修を行うことによって使用することは可能と思う。ただ、問題は経費負担と焼却量等が果たして取るべき道なのかという判断がある。新しい焼却場は一般廃棄物処理基本計画では平成 15 年から整備を開始し、18 年から供用開始するとなっている。ただ、来年から桃内最終処分場が供用開始するので、なかなかそのような状況になるのか、その動向を見極めなければならない。その中で天神焼却場については新焼却場にするのかあるいは継続するのか、総合的な判断をそう遠くない時期にしていかなければならないと考えている。

○ 見楚谷委員

仮に新焼却場を建設する場合、ごみ処理の広域化という問題が出てくると思うが、近隣町村とはごみ分別も含めた協議を進めているのか。

○ (環境部) 管理課長

広域化計画については昨年 4 月に協議会を発足し、その中に幹事会が設置され話し合いが進められている。分別・資源物・収集運搬等を含め、まず問題点を出したうえで整理をしていかなければならない。昨年 10 月の協議会では平成 11 年度に広域処理の基本計画策定に向けた取り組みを行うところまでいっている。その中で問題点や解決するための方法を調査・研究していくことになると考えている。

○見楚谷委員

新焼却場を建設するには相当な費用がかかることから、道あるいは近隣自治体のとの協議を早急に詰めていかなければならないのではないかと。

○環境部長

一方では広域処理の整備に向けた動きが具体的に進んでいる。他方で新焼却場を整備すると事業費はおそらく 100 億円を超える金額になると想定される。そのことが小樽市全体としてどうなのかという一定の考え方の整理も必要になってくる。来年から桃内の最終処分場が供用開始されるので、その状況も見極めながら広域処理計画と小樽市として新しい焼却場をどうするのか、その中でいろいろ問題点を整理して方向を探っていくということになる。一般廃棄物処理計画では 15 年に建設を始め、18 年から供用開始となっているが、これは基本的な方向付けであり、それを直ちに行うという状況がない要素もあり、これは政策的な要素を持つので、その辺の判断ももらいながら詰めていかなければならないと考えている。

○佐々木(政)委員

第 54 回冬季国民体育大会について

4 日間の開催期間における市内の経済効果について、どのように押さえているか。

○商工課長

このことについて、庁内の若手による選手・役員に対するアンケート調査を実施したが結果として余りはかばかしい状況ではない。ただ、「成功させる会」としては、例えば市内約 300 件の商店に協力をいただき、物販・飲食等に 10% の割引を実施しており、2 月 14 日から 2 月 21 日まで協力をいただき、アンケート調査を行っている。その調査結果が今週一杯までに回収されるので、一定程度の推計はできていると考えている。また、宿泊についても料金が決まっており、さらに実行委員会の予算もあるので、一定程度の額が出てくると思うが、もう少し時間を貸してもらいたい。

○国体事務局次長

宿泊のエージェント関係さらには日本体育協会等の主催関係機関等との話の中では、延べ 1 万 4,000 ～ 1 万 5,000 人が国体に係わって宿泊している。仮に 1 人 1 万円とすれば 1 億 4,000 万 ～ 1 億 5,000 万円となる。また、日本体育協会の関係者によれば、選手は各都道府県の代表として参加しているので、餞別金をもらっており 1 人当たり 2 万 ～ 3 万円のお土産を買えば、5,000 万 ～ 6,000 万円が消費されていると考えている。また、交通費についても今回競技会場が分散していること、さらに早朝からの競技開催ということもあり、また、選手・役員は 1 週間程度滞在しているので、夜の飲食等も含めるとそれなりの経済効果はあったものと考えている。

○佐々木(政)委員

現在、景気が沈滞ムードの中で、大型イベントの誘致は本市にとっても経済効果の面から大事な問題の一つになっている。今後についても全道・全国規模の各種イベントを積極的に誘致していくべきと思うがどうか。

○平野助役

国体については最終的に総括的なものを行いたいと考えている。今回のジャンプ競技大会には相当の市民が応援に来ており、将来的にはジャンプ台の活用を図りながら、全道・全国規模の大会を開催するように考えていかなければならない。

○委員長

散会宣告。